特定非営利活動法人うぐいすリボン

令和3年度事業報告書

前年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努める必要があったため、ZOOM等を用いてのオンライン形式で講演会・報告会・意見交換会等を行った。

当年度の「表現の自由に関する啓発事業」(定款に定める特定非営利活動に係る事業)としては、不特定多数の受益者を想定して主に次のような事業を実施し、一定の啓発成果があったと考えている。

① 「ゲーム依存症」の問題に関する対応

国際疾病分類の国内対応がせまることと、各地の地方自治体が依存症対策としてゲーム方面の政策を策定し始めたことから、それらが不当な表現の制約に繋がらないようにすることを目的に、政策検討のための連携を分野横断的に促進する報告会や意見交換会をセッティングした。7月にはOECD元政策分析官の齋藤長行さんを招いて、子どもたちのコンピューターやインターネットを使う権利とのバランスという観点から国際動向を検討する会を、10月には日本で最初のゲーム依存症対策条例を制定した香川県で、条例に反対の立場から意見書を発表していた元県精神保健福祉センター所長で精神科医の花岡正憲さんを招いての報告会を開催した。国・地方の議員や、多分野の専門家が参加し、医療・法制・IT等の政策分野の垣根を越えての連携の機会を作ることができたと考えている。

② 「公の施設」の問題に関する対応

公の施設における展覧会や講演会等の開催の是非をめぐって、今年度も社会的な論争が激化していたため、昨年度に発行した『芸術の自由マニュアル／芸術の検閲マニュアル』を活用した啓発を進めるとともに、関係する判例法理を一般の人々にも分かりやすく伝えることを目的に、憲法学者の横大道聡さん（慶應大学教授）に依頼をして、「敵対的聴衆の法理」について解説する動画をYouTubeで配信した。地方自治法244条や泉佐野判決等について、最近の事例に絡めての分かりやすい解説を求める人々に、必要な情報を届けることができたと考えている。

③ 「インターネット上の誹謗中傷対策」の問題に関する対応

インターネット上の誹謗中傷等による人格的権利侵害の問題が社会的に注目され、侮辱罪の法定刑の引き上げや、発信者情報開示請求（特に外国のコンテンツプロバイダーが絡むケース）の簡素化が求められるようになっていることを受け、プロバイダー責任制限法についての解説講演会（講師：上沼紫野さん、日本国・NY州弁護士）をYouTubeで開催するとともに、関係する行政の報告書や外国制度などを紹介して、関心のある人々の議論を深めるための取組みを行った。

④ 官民の広告・広報に関する問題への対応

行政と民間との協働事業としての広報活動における表現をめぐる社会的摩擦や、行政による民間の広告への非権力的な方法による働きかけなど、境界領域における官民のガバナンスと表現の自由

との問題がクローズアップされるケースがいくつかあったことから、そうした論点について、公共コミュニケーションや男女共同参画政策などの専門家を交えての意見交換会を11月から3月にかけてシリーズ的に開催し、関係者同士の問題意識の共有に努めた。

⑤ VRをめぐる新しい領域の課題への対応

VRアバターがエンターテイメントとしての動画配信やゲームだけに留まらず、広い種類の表現活動や社会活動に用いられるようになったことで、アバターを用いて活動する際の人格的権利の問題の整理が喫緊の課題となっていることから、専門家と関係者を招いての意見交換会を開催し、情報学者の原田伸一朗さん（静岡大学准教授）の基調報告をYouTubeで公開した。

令和3年度の特定非営利活動に係る事業には、理事とボランティアの合計6名が従事し、支出の合計は1,680,854円であった。